

高鍋町告示第52号

令和6年第3回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年11月22日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和6年11月28日（木）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
田中 義基君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
古川 誠君	永友 良和君

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和6年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) [令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)]
- 日程第4 議案第61号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第62号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第63号 高鍋町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第64号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第8 議案第65号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第66号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第67号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第68号 令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第69号 令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) [令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)]
- 日程第4 議案第61号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第62号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第63号 高鍋町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第64号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第8 議案第65号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第66号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第67号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第68号 令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第12 議案第69号 令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第2号)

出席議員(14名)

1番	日高 正則君	2番	森崎 英明君
3番	橋 重文君	5番	春成 勇君
6番	兒玉 秀人君	7番	中村 末子君
8番	田中 義基君	10番	森 弘道君
11番	加藤 秀文君	12番	檜原 富子君
13番	松岡 信博君	14番	緒方 直樹君
15番	古川 誠君	16番	永友 良和君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	徳永 恵子君	事務局長補佐	永友 優一君
議事調査係長	宮本 敦子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	小山 圭一君
教育長	奥村 昌美君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			横山 英二君
財政経営課長	野中 康弘君	建設管理課長	芥田 賢治君
農業政策課長	飯干 雄司君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君	危機管理課長	宮越 信義君
会計管理者兼会計課長			鳥取 和弘君
町民生活課長	日高 茂利君	健康保険課長	井戸川 隆君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	濱本 生代君
上下水道課長	渡部 忠士君	教育総務課長	岩佐 康司君
社会教育課長	濱本 明俊君		

午前10時00分開会

○議長(永友 良和) おはようございます。只今から令和6年第3回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。

令和6年第3回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、去る11月25日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため議会事務局局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の臨時会に提案されます案件は、議案第60号専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）〕、議案第61号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてほか、条例の一部改正が2件、議案第64号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）、議案第65号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ほか、特別会計補正予算が3件、議案第69号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）の合計10件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めましたところ、質疑はなく、その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については本日11月28日の1日間とすることで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番、松岡信博議員、14番、緒方直樹議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日11月28日の1日間にし
たいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日11月28日の1日
間と決定いたしました。

日程第3. 議案第60号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第60号専決処分の承認を求めることについて（専
決第6号）〔令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。議案第60号専決処分の承
認を求めることについて（専決第6号）〔令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第

7号)] について、提案理由を申し上げます。

今回の専決処分は、衆議院の解散に伴い、10月27日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費について、当該執行に要する予算を確保するための補正予算を調整することについて、地方自治法第179条第1号の規定により、令和6年10月1日付でやむを得ず専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容といたしましては、令和6年度一般会計補正予算(第7号)であり、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,160万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億6,724万2,000円とするものでございます。歳出は選挙の執行に要する諸経費で、財源といたしましては県支出金でございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(永友 良和) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長(野中 康弘君) 財政経営課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

補正予算書8、9ページを御覧ください。

報酬は選挙管理委員4人、投開票管理者7人、投開票立合人34人等の報酬、職員手当等は事務局職員及び期日前投票事務に従事する職員の時間外勤務手当、報償費は投開票事務従事や選挙啓発に対する謝礼等、旅費は選挙管理委員の委員会出席に対する費用弁償及び会計年度任用職員の通勤手当、需用費は選挙事務に関わる消耗品費、投票所入場券印刷代等、役務費は入場券送付郵便料等でございます。

10、11ページを御覧ください。

委託料はポスター掲示場75か所分の掲示板作成、設置、管理、撤去の委託、使用料及び賃借料は投票所5か所の借り上げ料、個人演説会2回分の会場借り上げ料等でございます。

戻っていただきまして、6、7ページを御覧ください。

歳入につきましては、全額県支出金、衆議院議員選挙委託金を計上しています。

詳細説明は以上です。

○議長(永友 良和) 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永友 良和) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永友 良和) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永友 良和) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第60号専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）〕は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第61号

日程第5. 議案第62号

- 議長（永友 良和） 日程第4、議案第61号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第5、議案第62号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 町長。議案第61号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第62号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第61号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、国の人事院勧告に準じて本町一般職の職員の給与を改定するために、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、民間給与との格差を踏まえ、給料表を増額改定し、並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ引き上げるものでございます。なお、本改正により会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数も引き上げられることとなります。

次に、議案第62号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、議案第61号と同様、国の人事院勧告に準じて本町の会計年度任用職員の給与を改定するために、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は民間給与との格差を踏まえ、給料表を増額改定するものでございます。

以上、2件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（横山 英二君） 総務課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

まず、議案第61号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、人事院勧告に準じて、職員の月例給、特別給を改定するため条例において所要の改正を行うものでございます。月例給につきましては、民間企業との格差2.76%、1万1,183円を考慮し、初任給を高卒約12.8%、2万1,400円、大卒約12.1%、2万3,800円引上げるなど、給料表の改定を行うこととしております。特に若年層からおおむね30歳代後半までの職員に重点を置きつつ、全ての職務の給において給料表を引き上げており、級ごとの平均改定率は、1級が11.1%、2級が7.6%、

3級が3.1%、4級が1.3%、5級及び6級が1.2%となっております。なお、1級及び2級が大幅改定になった影響で、令和7年4月1日からは3級から6級までの初号付近の号俸をカットして、号俸の最低水準を引き上げた新たな給料表に切り変わることとなりますが、カットされた号俸に位置づけられた職員はなく、また最高号俸に変化があるわけではございませんので、職員の給料に影響はございません。あくまでも1級及び2級との整合を図っただけのものでございます。特別給いわゆるボーナスにつきましては、民間の支給状況等も踏まえまして0.1月分引き上げて、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分します。改定後は期末手当が年間2.5月、勤勉手当が2.1月の計4.6月となります。

次に、議案第62号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、会計年度任用職員の給与水準の決定に当たっては、本町では国の通知に基づき常勤職員の給料表を基礎とした決定を行っているところでございますので、令和6年人事院勧告に基づく常勤職員の給与改正に準じて、会計年度任用職員の月例給を改定するため、条例において所要の改正を行うものでございます。11月18日現在における本町の会計年度任用職員総数は171名でありまして、号給別では1級1号が26人、1級5号が90人、2級1号が13人、2級5号が41人、2級25号が1人となっております。改定率は1級1号が8%、1級5号が7.8%、2級1号が4.8%、2級5号が4.4%、2級25号が2.4%となっております。なお、特別給いわゆるボーナスにつきましては、本条例の中で常勤職員に準じる旨が規定されておりますので、常勤職員と同様に0.1月分を引き上げて、期末手当が年間2.5月、勤勉手当が年間2.1月の計4.6月となります。

総務課からの詳細説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。先ほどの課長の説明はよく理解できるんですけども、今回の人事院の勧告については、民間企業をベースにしていると思います。新内閣でも言われているように、消費者物価指数に見合う賃金上昇と言われているんですけども、人事院勧告はそれに適合しているとお考えかどうか。また、若い世代、特に子育て世代については、食べ盛りや教育費高騰に伴う出費を余儀なくされていると思うけれども、それに見合う給与上昇となっているとお考えかどうか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 今回の人事院勧告は、昨年に引き続きまして全世代で月例給の引上げが行われておりまして、大変喜ばしいことだと思っております。ただ子育てで一番お金がかかると思われております40代の職員、うちで言えば給料表の4級部分に位置づけられているものが多いんですけども、4級の改定率は先ほど申しましたように1.3%にとどまっております。一方で10月の消費者物価指数のほうは、前年同月比で

2.3%の上昇となっております。先ほどの1.3%に比べまして物価上昇のスピードに賃上げが追いついていない状況ということになっておりますので、議員が申されるように、改善度合いは若年層に比べますと高齢のほうはちょっと厳しいのかなというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第61号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第61号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論を行います。

先ほど、課長より答弁があったように、本当に消費者物価指数が大幅な値上がりをしているところです。そして食べ盛りや教育費高騰に伴う出費を余儀なくされている世代については、もう少し本来なら引き上げが大きくなるべきだと私は思っています。しかしながら、やはり人事院勧告に基づいてしかできない地方自治体の本当に申し訳ないですが、職員の皆さんには我慢していただくしかない状況があるのかなというふうに考えております。したがって賛成としたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第61号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第61号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第62号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第62号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第63号

○議長（永友 良和） 日程第6、議案第63号高鍋町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第63号高鍋町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本年12月2日から健康保険証の新規発行が終了することから、本条例について規定しております公的医療保険の資格確認に関する部分について所要の改正を行うものでございます。また、本条例において参照する法律の改称に伴う改正及び対象とする公的医療保険制度に後期高齢者医療保険制度を追加する改正が漏れておりましたことから、併せて改正を行うものでございます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。議案第63号高鍋町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。新旧対照表で説明をいたしたいと思いません。

まず、第2条第1項寡婦の定義について。現行条例の母子及び寡婦福祉法は、平成26年の法改正により、母子及び父子並びに寡婦福祉法へ改称をされているため、法律の名称及び規定の条項を改めるものです。

次に、第2条第2項は助成の対象とする社会保険確保について規定するものです。平成18年健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保険法が改正され、平成20年4月から新たに後期高齢者医療保険制度が創設されました。後期高齢者医療の被保険者については、一般的に75歳以上の方が対象となりますが、65歳以上、75歳未満の方で、一定の障害により認定を受けた方も対象となります。寡婦医療費の助成対象年齢は60歳に達する月から70歳に達する日の属する月までと規定しており、65歳以上、70歳未満で後期高齢者医療の被保険者に認定された方も寡婦医療費の助成対象となる可能性があることから、第2条第2項第7号に高齢者の医療の確保に関する法律を追加するものです。この第2条の改正につきましては、本来法律が改正された時点で速やかに改正を行うべき

ものでしたが、これまで改正が漏れておりました。大変申し訳ありません。今回の改正に合わせ改正をさせていただきました。

次に、第3条は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへと移行されることから、所要の改正を行うものです。これまで福祉課窓口で公的医療保険の資格確認を行う際は健康保険証の提示を求めておりましたが、12月2日以降はマイナンバーカードまたは資格確認書による資格確認に移行していくことになります。

なお、本改正は令和6年12月2日から施行することとしております。

以上、議案第63号の詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、担当課長の説明でありましたけれども、マイナ保険証への移行についてマイナンバーをすることですけれども、マイナンバーカードの問題については、ほかの健康保険証の問題についてもいろいろ言われておりますが、これが移行できない人たちへの対応というのはどうしていくのか、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。マイナンバーカードを現時点で所有されていない方につきましては、それぞれの保険者のほうから資格確認の書類がそれぞれ送付されていることと思いますので、マイナンバーカードに移行するまでの間につきましては、そういった資格確認書による確認がメインになってくるのかなと思っております。そのほかそういった書類をお持ちでない方につきましては、情報提供ネットワークシステムでこちらのほうで調べることは可能でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第63号高鍋町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第64号

日程第8. 議案第65号

日程第9. 議案第66号

日程第10. 議案第67号

日程第11. 議案第68号

日程第12. 議案第69号

○議長（永友 良和） 日程第7、議案第64号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）から、日程第12、議案第69号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上6件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第64号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）についてから、議案第69号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第64号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,385万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億5,109万4,000円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、歳出は本臨時会に提出させていただいております高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う人件費及び特別会計等繰出金の増額、8月26日から30日にかけて宮崎県に接近した台風第10号により受けた災害復旧に要する費用及び高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金でございます。財源といたしましては、国県支出金、繰越金等でございます。併せまして地方債につきまして現年発生補助災害復旧事業の追加を行うものでございます。

次に、議案第65号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ320万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億2,602万5,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、一般会計と同様の理由による人件費の増額で、財源といたしましては一般会計からの繰入金及び繰越金でございます。

次に、議案第66号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、前議案と同様の理由による人件費の増額を事務費の減額により、予算調整するものでございます。

次に、議案第67号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてで

ございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ385万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,378万8,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、前議案と同じく人件費の増額で、財源といたしましては一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第68号令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ76万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,480万8,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、前議案と同じく人件費の増額で、財源といたしましては、一ツ瀬川雑用水基金からの繰入金でございます。

次に、議案第69号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、収益的収入及び支出をそれぞれ132万7,000円追加し、収益的収入総額を3億4,082万3,000円、収益的支出総額を3億3,533万2,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、前議案と同じく人件費の増額で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上、6件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。議案第64号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）から、議案第69号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）まで、一括して詳細説明を申し上げます。

なお、議案第64号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中、災害復旧費関係につきましては、後ほど資料に基づき、建設管理課長が御説明をいたします。

初めに、議案第64号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について、歳出補正予算から御説明します。

主なものは、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正による人件費の調整、各特別会計及び下水道事業会計の人件費調整のための繰出金を計上するものでございます。

予算書の16、17ページを御覧ください。

総務費、総務管理費、諸費中、負担金補助及び交付金でございますが、高鍋高校ラグビー部の全国大会出場が決定したことから、要綱に基づき、補助金を交付するため、高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金50万円を計上いたしました。

戻っていただきまして、10、11ページを御覧ください。歳入補正予算について御説明いたします。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、地域生活支援事業補助金16万3,000円及び県支出金、県補助金、民生費県補助金、地域生活支援事業補助金8万1,000円につきましては、障害のある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業の一つである自発的活動支

援事業を実施しておりますが、実施に当たり任用している会計年度任用職員の報酬等を人事院勧告に伴い増額改定することから、見込まれる補助金の増額を計上いたしました。繰越金につきましては、補正予算の調整財源として計上いたしました。

議案第64号の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第65号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第67号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第68号令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第69号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、いずれの議案も歳入につきましては、主に一般会計及び基金からの繰入金を増額し、歳出につきましては、先ほど御説明申し上げた一般会計補正予算（第8号）と同様に、職員の人件費を調整するものでございます。

なお、議案第66号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はなく、一般会計と同様の理由による会計年度任用職員の人件費の増額分を事務費の減額により調整するものでございます。

財政経営課からの詳細説明は以上です。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。議案第64号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）の災害復旧費関係について、詳細説明を申し上げます。

建設管理課説明資料をお開きください。

1 ページ目は位置図でございます。台風第10号で被災した箇所が4か所ございます。補助災害復旧事業が1か所、①羽根田・北牛牧線で、単独災害復旧事業が3か所、②から④でございます。

2 ページを御覧ください。

補助災害復旧事業の町道羽根田・北牛牧線でございます。歳出が補助災害復旧費、工事請負費851万8,000円でございます。場所は羽根田地区で、羽根田坂を下った辺りの道路のり面が写真のとおり崩壊しており、ふとんかご等で復旧いたします。歳入につきましては、災害復旧国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金で、補助率は補助対象事業費の3分の2で、514万7,000円となります。

3 ページ、4 ページを御覧ください。

単独災害復旧費、工事請負費148万円でございます。町道山王・上ノ菌線、町道前古場・大谷線、町道新山（10）線の3路線は、いずれも道路のり面が崩壊しており、盛土、木柵、のり面工法等で復旧いたします。

建設管理課からの詳細説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど建設管理課より説明がございましたけれども、国庫支出金

の災害復旧費国庫負担金についての基準というのはどうなっているのでしょうか。あの1か所しか認められてないということなんですが、なぜほかのも同じような事例なのに認められないのかどうか、その確認をさせていただきたいと思います。そして繰越金はこれで全額なのかどうかちょっと確認をさせてください。もし全額出してない場合は、何を想定して残しているのか確認させてください。単独災害復旧費の基準というのはどうなのか、これ以外のところの災害が起きていないのかどうか、その確認をさせてください。また、この金額で災害対応は全て対応できているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。説明資料の2ページを御覧ください。こちらの内容説明の下のほうに書いていますが、1か所の工事の費用が市町村にかかるものにあっては60万円以上のもが補助になるということで、1か所当たりの工事の費用が60万円未満については、補助に当たらないということで単独災害ということにしております。あとこちらについて道路パトロールとか通報により災害の箇所を見つけましたけど、台風第10号ではこちらのほうで災害対応できるというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。繰越金についてのお尋ねでございます。繰越金については、まだ全額計上はしておりません。まだ剰余金がございます。今後につきましては、12月の補正予算のほうでその財源として充当するという予定にしているところでございます。これ以外に災害復旧に関わるものはないのかという御質疑でございますけれども、台風10号に関する災害については、今回の補正予算で対応できているというところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第64号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第64号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第65号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましても、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第66号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第67号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第68号令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第69号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和6年度第3回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員